

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2022年6月15日時点
～2022年6月30日		2022年7月1日～

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 1～14 (略) (高額利用割引)</p> <p>15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。 (1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下15において「高額利用割引」といいます。)を行います。 ア (略) イ 第6種契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群(第6種契約者が指定する2以上の第6種契約(その第6種契約者と同一名義のものに限ります。以下15において同じとします。))により構成されるもの又は第6種契約及び当社の他の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下15において同じとします。)に係る契約(その第6種契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下15において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群を構成する第6種契約の定額利用料の合計額又は第6種契約の定額利用料と当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金(その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下15において同じとします。)との合計額をいいます。以下15において同じとします。)が100万円(110万円)を超えるとき。</p>	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章～第10章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表 通則 1～14 (略) (高額利用割引)</p> <p>15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。 (1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下15において「高額利用割引」といいます。)を行います。 ア (略) イ 第6種契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群(第6種契約者が指定する2以上の第6種契約(その第6種契約者と同一名義のものに限ります。以下15において同じとします。))により構成されるもの又は第6種契約及び他の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下15において同じとします。)に係る契約(その第6種契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下15において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群を構成する第6種契約の定額利用料の合計額又は第6種契約の定額利用料と他の電気通信サービスの契約に係る料金(その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下15において同じとします。)との合計額をいいます。以下15において同じとします。)が100万円(110万円)を超えるとき。</p>
---	---

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

割 引 額	ア イ以外の場合	(略)
	イ 高額利用指定 回線群に 当社の 他の電気通信サ ービスに係る契 約を含む場合	(略)

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、第6種契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、**当社の**他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)～(8) (略)

(注) 15の(1)に規定する当社が別に定める**当社の**他の電気通信サービスは、**別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り
ます。))**に規定する**第2種オープンコンピュータ通信網サービス**、Universal Oneサービス契約約款(第2編)に規定するI P伝送サービス**及び**Universal Oneサービス契約約款(第6編)に規定するクローズドコンピュータ通信網サービスとします。

16～17 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 (略)

4-2 料金額

4-2-1 (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

割 引 額	ア イ以外の場合	(略)
	イ 高額利用指定 回線群に他の電 気通信サービ スに係る契約を 含む場合	(略)

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、第6種契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)～(8) (略)

(注) 15の(1)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第2編)に規定するI P伝送サービス、Universal Oneサービス契約約款(第6編)に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス**及び**エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の**IP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス**とします。

16～17 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1～3 (略)

4 第6種契約に係るもの

4-1 (略)

4-2 料金額

4-2-1 (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

～2022年6月30日

2022年7月1日～

備考

- 1～3 (略)
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (<https://support.ntt.com/ocn/support/pid2990021006>) に定めるところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの)が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 6 (略)
- 7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/personal/services/option/mail/vcheck-s-mail.html>) に定める方法により利用可能とします。
- 8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (<https://support.ntt.com/ocn/support/pid2990021006>) に定めるところによります。

備考

- 1～3 (略)
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>) に定めるところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの) をいいます。以下同じとします。が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 6 (略)
- 7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>) に定める方法により利用可能とします。
- 8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>) に定めるところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2022年6月15日時点
～2022年6月30日	2022年7月1日～	
<p>4-2-3～4-2-7 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	<p>6 <u>コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</u></p> <p>7 <u>この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ(https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html)に定める方法により利用可能とします。</u></p> <p>8 <u>この備考の5の電子メールの転送の停止により、第6種契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第6種契約者はあらかじめ同意するものとします。</u></p> <p>4-2-3～4-2-7 (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第2表～第3表 (略)</p> <p>料金表別表 (略)</p>	